

## サテライト型居住施設について

(構造改革特区において実施)

(1)の要件を満たすものとして構造改革特別区域法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域の特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設)に係る設備、運営等の基準について、(2)のとおり特例を設けることとする。

### (1) サテライト型居住施設の要件

- ① 本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営すること。
- ② サテライト型居住施設の入居者と家族、地域住民との交流等の機会が日常的に確保される地域に設置すること。
- ③ 「ユニット」の数が1又は2であること(定員20人程度まで)  
 ※ 現在の特養の最低定員は20人
- ④ サテライト型居住施設に併設する指定居宅介護サービス事業者の利用定員の合計が20人以下であること。
- ⑤ サテライト型居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員を減少させることにより、本体施設を改修し、個室・ユニットケア型の施設となることが予定されていること。

### (2) サテライト型居住施設に係る規制緩和

		現行	サテライト型居住施設に係る規制緩和
設備	廊下幅	中廊下1.8m 片廊下1.5m	○既存施設を転用する場合には、 中廊下1.6m、片廊下1.2m (建築基準法による)
	医務室	必置	○本体施設の設備の利用を条件に、入居者の診療を行うために必要な医薬品及び医療器具を備えること等で足りることとする
	調理室 (特養最低基準)	必置	○本体施設の設備の利用と運搬時の適切な衛生管理を条件に簡易な調理設備で足りることとする
運営	管理者 (施設長)	1(常勤)	○原則として本体施設の施設長又は管理者が兼務することとし、配置することは要しない。
人員	生活相談員	1(常勤)	○併設事業所等の生活相談員との兼務可能
	看護職員	看護職員の1名以上常勤	○看護職員は非常勤職員でも可
	栄養士 調理員 (特養最低基準)	必置	○本体施設の栄養士・調理員との連携を条件に、 必置職員から除外
	事務員 (特養最低基準)	必置	○本体施設の事務員等との連携を条件に、必置職員から除外

## 【資産要件について】

社会福祉法人がサテライト型居住施設を設置する場合であって、次に掲げる要件を満たすときは、当該サテライト型居住施設の用に供する建物は、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けているものであっても差し支えないものとする。

(要件)

国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けているサテライト型居住施設の定員の合計が、当該法人の経営する入所施設の定員の合計の2分の1を超えないこと。

### (3) サテライト型居住施設に係る介護報酬の取扱い

サテライト型居住施設については、小規模生活単位型介護老人福祉施設の介護報酬を算定することとする。

# 認知症高齢者グループホームの介護報酬

## 1. 基本部分

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
認知症対応型 共同生活介護費	796 単位	812 単位	828 単位	844 単位	861 単位

## 2. 加算部分

### ① 夜間ケア加算 71単位／1日

#### 加算の要件

- イ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせていること。
- ロ 指定基準に定める介護従業者を置いていること。
- ハ 指定基準に定める認知症対応型共同生活介護計画を作成していること。
- ニ 自ら提供するサービスの質の自己評価及び外部評価を行った日から起算して、それぞれ1年以内であること。
- ホ 自己評価及び外部評価の結果を利用者（利用申込者を含む。）及びその家族に対して開示していること。

※ 外部評価については、経過措置として「各都道府県における実施体制の状況に応じて平成16年9月末までに指定を受けた事業所にあつては、平成17年9月末までの間に1回受ければよい」ものとしている。

### ② 初期加算 30単位／1日

入居した日から起算して30日以内の期間について加算。

## 認知症高齢者グループホームにおける医療ニーズに関する調査結果

1) 運営開始時期の早いホームほど、要介護度の高い入居者が多く、平均要介護度も高い。

2) 入居者の入院に際して困ったことをグループホームの事業者に見つけたところ、「入院先で周辺症状が悪化し、入院の継続に支障が生じた」との回答が約27%。

3) グループホームが看取りの場になることについて、積極的な考え方（「条件が整うケースでは援助している」又は「一定の条件が整えば、援助していきたい」）を示した事業所が、約4割。

4) グループホームが看取りの場になることについて、積極的な考え方（「制度上、条件が整えば援助していきたい」又は「ケースごとに条件を整えながら前向きに援助していきたい」）を示したホーム長が、3分の2。

5) ターミナルケアに取り組んだ経験がある事業所は、14.4%。

6) 実際に看取ることができたケースが1例である事業所が、65.3%。

### 出典

- 1) 「認知症（痴呆）対応型共同生活介護における医療・看護の実態に関する調査 報告書」（医療経済研究機構、平成17年3月）
- 2) ～6)：「初期から終末期に至るまでの地域に密着した望ましい痴呆性高齢者ケアのあり方に関する調査研究 報告書」（医療経済研究機構、平成15年3月）

## 認知症高齢者グループホームの短期利用について

認知症高齢者グループホームをあらかじめ利用期間（退所日）を定めて利用すること（ショートステイ利用）は、これまで認めていなかったが、在宅で生活する認知症高齢者の臨時、緊急ニーズに対する受け皿としての機能を果たすこと、体験的な利用により入居後のリロケーションダメージの緩和につながること等、短期入所サービスへの需要にかんがみ、構造改革特別区域における特例として、次のような要件の下にこれを認めることとする。

### < 認知症高齢者グループホームの短期利用の要件 >

- ① 短期利用者の数は1ユニットにつき1人であること。
- ② 短期利用者は、空いている居室や短期利用者専用の居室などを利用すること。
- ③ あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ④ 居宅介護サービスの支給限度額の管理対象となること。

# 認知症高齢者デイサービスの介護報酬

## 1. 認知症専用通所介護の施設基準

- ① 認知症専用単独型通所介護費の施設基準
- ・ 特別養護老人ホーム等に併設されていないこと。
  - ・ 指定通所介護の単位ごとの利用者が10人以下であること。
  - ・ 通常の通所介護の人員配置に加えて、専ら当該指定通所介護を行う看護職員又は介護職員を1名以上置いていること。
- ② 認知症専用併設型通所介護費の施設基準
- ・ 特別養護老人ホーム等に併設されていること。
  - ・ 他2つの基準は、①と同じ。

## 2. 介護報酬

### ① 単独型・6時間以上8時間未満の場合

	要支援	要介護1・2	要介護3～5
認知症	886単位	1,022単位	1,373単位
通常	572単位	709単位	1,006単位

### ② 併設型・6時間以上8時間未満の場合

	要支援	要介護1・2	要介護3～5
認知症	746単位	882単位	1,232単位
通常	482単位	614単位	903単位

(加算部分：通常の通所介護と同じ)

- ① 6時間以上8時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合
- イ 通算時間8時間以上9時間未満 50単位
  - ロ 通算時間9時間以上10時間未満 100単位
- ② 専従の機能訓練指導員を配置している場合 27単位/日・人(利用者)
- ③ 送迎加算 47単位/片道
- ④ 入浴介助を行う場合
- イ 通所介護入浴介助加算 44単位/日

#### 加算の要件

ロに該当しない入浴介助(入浴中の利用者の観察であって、必要に応じ当該利用者に対して介助を行うために行われるものを含む。)

- ロ 通所介護特別入浴介助加算 65単位/日

#### 加算の要件

- (1) 利用者1人に対して、入浴介助者が1人以上必要な入浴介助
- (2) 寝たきり又はこれに準ずる利用者が使用する特殊な浴槽であって、1回の入浴に利用者1人が入浴するものを使用して行われる入浴介助(一般浴槽や家族風呂等にリフト等を設置して入浴時の昇降を援助しているものは除く。)